

自己負担限度額（月額），入院時の食事代

自己負担割合	所得区分		高額療養費の自己負担限度額		年間上限	入院時食事代の 標準負担額（1食あたり）	
			外来 （個人単位）	外来＋入院 （世帯単位）			
3割	現役並み所得者 （注1）	住民税課税所得 690 万円以上の人	270,300 円＋（医療費－901,000 円）× 1% （注4）〈140,100 円〉		1,680,000 円	550 円 （下記以外の指定 難病患者等は 330 円）	
		住民税課税所得 380 万円以上の人	179,100 円＋（医療費－597,000 円）× 1% （注4）〈93,000 円〉		1,110,000 円		
		住民税課税所得 145 万円以上の人	85,800 円＋（医療費－286,000 円）× 1% （注4）〈44,400 円〉		530,000 円		
2割	一般Ⅱ 住民税課税所得が 28 万円以上 （注2）		22,000 円 （年間上限 216,000 円）	61,500 円 （注4） 〈44,400 円〉	530,000 円 （注5）		
1割	一般Ⅰ （現役並み所得者，一般Ⅱ，低所得者Ⅱ， 低所得者Ⅰ以外の人）						
	低所得者Ⅱ （世帯全員が住民税非課税の低所得者Ⅰ以外の人）		11,000 円 （年間上限 96,000 円）	25,700 円 （注4） 〈24,600 円〉	290,000 円	90 日までの 入院	270 円
	低所得者Ⅰ （注3）		8,000 円	15,700 円	180,000 円	過去 12 か 月で 90 日 を超える入 院 （注6）	220 円
					130 円		

（注1） 住民税課税所得が 145 万円以上の被保険者。ただし，被保険者の収入合計額が以下の場合は「一般」の区分となります。

- ・ 一人で 383 万円未満の人
- ・ 二人以上で 520 万円未満の人
- ・ 一人で 383 万円以上でも，世帯内に 70 歳以上 74 歳以下の人がいる場合，その人も含め 520 万円未満の人
- ・ 昭和 20 年 1 月 2 日以降生まれの被保険者及びその属する世帯の被保険者で，総所得金額等から住民税の基礎控除額を差し引いた額の合計額が 210 万円以下の人

(注2) 住民税課税所得が28万円以上かつ以下の要件に該当する被保険者。

- ・ 同一世帯の被保険者が一人の場合、「年金収入＋その他の合計所得金額」が200万円以上
- ・ 被保険者が世帯内に複数いる場合、「年金収入＋その他の合計所得金額」が320万円以上

(注3) 世帯全員が住民税非課税で、その全員の所得が0円(年金所得は82.65万円控除した額、給与所得のある方は、所得税法により算出した給与所得の金額から10万円控除した額)となる世帯の方。

(注4) 療養のあった月以前の12か月以内に外来＋入院の限度額を超えた支給が3回以上あった場合、4回目以降は〈 〉内の金額になります。

(注5) 年収約200万円未満であることが確認できた方は年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払いされます。

(注6) 所得区分が低所得者Ⅱの認定期間中の入院日数(前保険者を含む)が90日を超えており、かつ、「医療の必要性が高い入院」をした方が対象です。該当する方は、申請が必要となりますので、お住まいの市町村窓口で手続きしてください。